

白岡市「週休２日工事」に係る事務取扱要領

令和８年９月１６日決裁

(趣旨)

第１条 この要領は、白岡市（以下「発注者」という。）が発注する建設工事における週休２日工事の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第２条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休２日工事 完全週休２日、月単位の週休２日又は通期の週休２日に取り組む工事の総称をいう。
- (2) 現場閉所型の週休２日工事 対象期間において、現場閉所による週休２日に取り組む方式をいう。

ア 週休２日

- (イ) 完全週休２日 対象期間において、全ての週で２日以上現場閉所を行うことをいう。
- (ロ) 月単位の週休２日 対象期間において、月ごとに４週８休以上の現場閉所を行うことをいう。
- (ハ) 通期の週休２日 対象期間において、４週８休（現場閉所日数の割合が２８．５パーセント（８日／２８日）の水準の状態）以上の現場閉所を行うことをいう。

イ 対象期間 現場着手日から現場完成日までの期間（年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみの期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外とする期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等を除く。）をいう。

ウ 現場閉所 対象期間中に巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を除き、現場事務所での事務作業も含めて、１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態（降雨、降雪等による予定外の現場閉所を含む。）をいう。

- (3) 交替制の週休２日工事 対象期間において、技術者、技能労働者及び現場代理人（以下「対象者」という。）が交替しながら週休２日に取り組む

方式をいう。

ア 週休 2 日

(7) 完全週休 2 日 対象期間において、全ての週で、対象者が交替しながら 1 週間に 2 日間以上の休日確保する状態をいう。

(4) 月単位の週休 2 日 対象期間において、対象者が交替しながら月ごとに 4 週 8 休以上の休日（現場に従事した対象者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5 パーセント（8 日／28 日）の水準の状態）を確保する状態をいう。

(7) 通期の週休 2 日 対象期間において、対象者が交替しながら 4 週 8 休以上の休日（休日率が 28.5 パーセント（8 日／28 日）の水準の状態）を確保する状態をいう。

イ 対象期間 現場着手日から現場完成日までの期間（年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみの期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外とする期間、受注者の責によらず交替制による週休 2 日の実施が困難な期間等を除く。）をいう。

ウ 休日 対象者が当該工事の現場作業（現場事務所での事務作業を含む。）を 24 時間通して行っていない状態（降雨、降雪等による予定外の休日を含む。）をいう。

(4) 現場着手日 現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入、仮設工事等を開始する日をいう。

(5) 現場完成日 現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業が全て完了する日をいう。

(6) 変形労働時間制 労使協定（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 32 条の 4 第 1 項に規定する協定をいう。）を締結することにより、1 月を超え、1 年以内の期間を平均して、1 週間当たりの労働時間が 40 時間を超えないことを条件として、繁忙期に長い労働時間を設定し、閑散期に短い労働時間を設定するなど、年間を通じて労働時間を効率的に配分することで、総労働時間の短縮を図ることを目的とした制度をいう。

（対象とする工事）

第 3 条 週休 2 日工事は、全ての工事を対象とする。ただし、次に掲げる現場

閉所型の週休２日工事又は交替制の週休２日工事のいずれも実施が困難な工事は、この限りでない。

(1) 緊急復旧工事（緊急随契を行うような工事）

(2) 対象期間が１週間未満の工事

(3) 前各号に掲げるもののほか、発注者が週休２日工事の実施が困難であると認める工事

２ 発注者は、発注する工事の特記仕様書に別紙１のいずれかの仕様を定めるものとする。

（多様な働き方の取扱い）

第４条 受注者が、１年単位の変形労働時間制の活用等により、受注した工事による週休２日の確保と同等の休日等を契約期間外を含めて設定し、契約期間内において所定の休日を確保した場合は、週休２日に類似する取組として、当該工事で週休２日工事を達成したものとみなす。

（監督員への報告）

第５条 受注者は、工事完成時に様式第１号の週休２日工事取組報告書により週休２日工事の実施状況を監督員に報告するものとする。

（工事成績評価における評価）

第６条 提出された施工計画書が週休２日工事を前提としていないなど、明らかに週休２日工事の実施に取り組む姿勢が見られない場合は、施工管理の計画の審査項目において休日の確保が行われていないものとして評価するものとする。

（その他）

第７条 この要領に定めのない事項については、受発注者の協議により定めるものとする。

附 則

この要領は、令和８年１１月１日から施行する。

別紙 1

（特記仕様書の記載例）

< 特記仕様書 >

（週休 2 日工事の対象の場合）

（週休 2 日工事の対応）

第〇条 受注者は、「白岡市「週休 2 日工事」に係る事務取扱要領」に基づいて履行状況を発注者へ報告するものとする。

（週休 2 日工事の対象外の場合）

（週休 2 日工事の対応）

第〇条 本工事は、週休 2 日工事の取り組み対象外とする。

様式第 1 号（第 5 条関係）

週休 2 日工事取組報告書

工 事 名	
工事場所	
工 期	
対象期間	
受 注 者	
取組内容	☐ 週休 2 日工事の実施状況について、以下のとおり報告します。 ☐ 現場閉所型 ☐ 完全週休 2 日 （期間： ～ ） ☐ 月単位週休 2 日 （期間： ～ ） ☐ 通期週休 2 日 （期間： ～ ） ☐ 交替制 ☐ 完全週休 2 日 （期間： ～ ） ☐ 月単位週休 2 日 （期間： ～ ） ☐ 通期週休 2 日 （期間： ～ ） ※複数の方法で実施した場合は、方法ごとに実施した期間を記入して下さい。 ----- ☐ 本工事における週休 2 日工事に類似する取組として、以下のとおり報告します。 （ 取組の概要： 例） 1 年単位の変形労働時間制により、○月～○月に週休 3 日を確保。 ） ----- ☐ 本工事では、週休 2 日工事に取り組みましたが、下記理由により実施ができなかったため、報告します。 （ 理由： ）